令和７年度「奈良市ふるさと起業家支援事業」募集要項

- **事業の目的**

本事業は、市内で事業を継続及び拡大しようとする事業者（起業家）を対象に、ふるさと納税制度を活用した地域外からの資金調達による起業家支援事業を実施することで、地域経済の活性化及び雇用創出を図ることを目的とします。一般枠と学生起業家枠を設け、様々な起業家の成長を応援します。

一般枠：新規事業に挑戦し事業拡大を目指す事業者

学生起業家枠：事業の安定化や収益化及び事業拡大を目指す事業者

- **事業の概要**

対象となる事業者（起業家）を公募により選定し、市が選定された事業者（起業家）の事業計画をふるさと納税ポータルサイトに掲載、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用して、事業に共感する方々から資金を募ります。資金募集に際しては、目標金額の達成・未達成に関わらず集まった資金全額を奨励金として交付します。ただし、市のふるさと納税返礼品を活用した場合は、返礼品額に相当する３割を差し引いた金額を交付します。寄附金額に応じた規模での事業実施も可能です。

【掲 載 サ イ ト】　ふるさとチョイス　※サイトへの掲載手数料は全額市が負担します。

【目　標　金　額】　１００万円～１５０万円

【資金募集期間】　年度内において９０日（令和７年９月１日（月）から開始予定）

（参考）返礼品の活用による交付金額について

	集まった寄附金額	ふるさと納税の返礼品	交付金額
例１	１００万円	１００万円分の寄附に対し全て応募事業者の返礼品を活用した場合	１００万円
例２	１００万円	１００万円分の寄附に対し全て市の返礼品を活用した場合 （1,０００,０００×０.７＝７００,０００）	７０万円
例３	１００万円	応募事業者の返礼品と市の返礼品を併用した場合 ※４０万円分の寄附が応募事業者の返礼品、６０万円分の寄附が市の返礼品だった場合 （４００,０００+６００,０００×０.７＝８２０,０００）	８２万円

- **対象事業**

次の各号のいずれかの事業とします。

1. 観光、環境、教育、福祉等の分野に係る地域課題の解決に資する事業
2. 地域資源を活用した事業
3. 地域の活性化や雇用創出に資する事業

- **対象事業者**

奨励金の交付対象となる事業者は、公募開始日（令和７年５月２８日）において、申請しようとする枠の各号全てを満たしているものとします。なお、一般枠または学生起業家枠、いずれか一方の枠のみ申請可能です。両方の枠への同時申請はできませんのでご注意ください。

1. 一般枠

【単独申請の場合】

① 創業後１０年未満の者であること。

② 新規事業に挑戦し事業拡大を目指す者であること。

③ 市内に住所を有する個人事業主又は市内に事業所を有する法人であること。

④ 寄附金が目標額に達しなくても事業を実施する者であること。なお、事業の実施内容については、寄附金額の規模に応じた段階的な事業計画をあらかじめ設定することが可能。

【共同申請の場合】

共同申請の場合は、共同企業体（以下「ＪＶ」という。）を結成し、代表者を決める必要があります。書類の提出は代表者が行うものとし、市からの通知や回答等についても代表者のみに行います。

① 共同体代表者が、創業後１０年未満の者であること。

② 新規事業に挑戦し事業拡大を目指す者であること。

③ 共同体代表者が、市内に住所を有する個人事業主又は市内に事業所を有する法人であること。

④ 寄附金が目標額に達しなくても事業を実施する者であること。なお、事業の実施内容については、寄附金額の規模に応じた段階的な事業計画をあらかじめ設定することが可能。

また、次の行為はできないものとする。

・ 共同申請者が、複数のＪＶに所属する。

・ 共同申請者がＪＶに所属しながら単独で提案を行う。

・ 奈良市ふるさと起業家支援事業対象事業認定申請書を提出後に代表者および共同申請者を変更する。

※上記に該当する場合でも次のいずれかに該当する場合は、対象者としないものとする。

・ 市税等を滞納しているとき。

・ 奈良市暴力団排除条例（平成２４年奈良市条例第２４号）第２条第３号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）であるとき、又は法人にあっては、その役員若しくは事業所の代表者が暴力団等であるとき、若しくは暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有するとき。

2. 学生起業家枠

① 個人事業主又は法人の代表者が学生、または学生時代（大学・大学院・専門学校・高専・高等学校在学中）に起業し、創業から３年未満であること。

② 事業の収益化を目指し、事業拡大を目指す者であること。

③ 市内に住所を有する個人事業主又は市内に事業所を有する法人であること。

④ 寄附金が目標額に達しなくても事業を実施する者であること。なお、事業の実施内容については、寄附金額の規模に応じた段階的な事業計画をあらかじめ設定することが可能。

※単独申請のみとし、ＪＶでの申請は認めない。

※上記に該当する場合でも次のいずれかに該当する場合は、対象者としないものとする。

・ 市税等を滞納しているとき。

・ 奈良市暴力団排除条例（平成２４年奈良市条例第２４号）第２条第３号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）であるとき、又は法人にあっては、その役員若しくは事業所の代表者が暴力団等であるとき、若しくは暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有するとき。

● **募集期間及び応募方法等**

1. 募 集 期 間：令和７年５月２８日（水）から令和７年７月３日（木）まで

2. 募集事業者数：２事業者（一般枠、学生起業家枠　各１事業者ずつ）

3. 応 募 書 類

次に掲げる書類を提出してください。

① 奈良市ふるさと起業家支援事業対象事業認定申請書（交付要領　第１号様式）

② 事業計画書（交付要領　第２号様式）

③ 直近１箇年の決算書の写し（個人事業主の場合は、確定申告書の写し）

④ 定款及び履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は、開業届出書及び住民票の写し）

⑤ 誓約書兼同意書（交付要領　第３号様式）

⑥ 役員等名簿（交付要領　第４号様式）（個人事業主の場合は提出不要）

⑦ 市税の納税証明書（前年度分）

⑧ その他市長が必要と認める書類

※ＪＶで申請する場合（一般枠のみ）

①、②は、ＪＶ用の様式を使用すること。

③、④、⑥、⑦は、ＪＶを構成する事業者毎に提出すること。

4. 応 募 方 法

下記フォームから必要事項を入力の上、プレエントリーをしてください。プレエントリーされた方に対し、応募書類提出フォームのＵＲＬをメールでお知らせします。なお、応募書類の提出をもって応募完了となりますのでご注意ください。

【プレエントリー用フォームＵＲＬ】
https://logoform.jp/form/p6et/pre-rentry

- **審査方法**

審査は、奈良市起業家支援事業審査委員会にて書類審査及び申請事業者が行う事業説明（プレゼンテーション）並びに質疑応答の方法にて、別紙「奈良市ふるさと起業家支援事業　審査項目表」に基づき審査を行います。

【プレゼンテーション審査日】令和７年７月１４日（月）予定

応募者多数の場合、書類審査にて選考を行います。

プレゼンテーション審査の場所・日時等は、書類審査通過者に別途詳細をお知らせします。

※提出書類に記載されていない追加の提案・計画等は禁止とします。

※審査に不参加の場合は、辞退したものとみなします。

- **審査結果**

審査結果については、選定・不選定に関わらず、書面にて通知するとともに、選定された事業者・事業計画は市のホームページ等で公表します。

- **事業の報告**

奨励金の受領後、対象事業の完了時、または奨励金を受領した日から起算して１年以内のいずれか早い日に事業の状況を奈良市に報告するものとします。寄附者に対しても、自社製品(商品)の試供品送付、事業所見学、事業の経過報告など継続して事業に関心を持ってもらうための取組を行うものとします。

- **失格事項**

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- 審査結果通知日までに要件を満たさなくなった場合
- 申請書提出期限までに提出書類が提出されない場合
- 決められた提出方法によらず申請を行った場合
- 複数の申請を行った場合
- 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 著しく信義に反する行為等があった場合
- 応募書類の記載内容が法令違反等著しく不適当である場合
- 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

- **注意事項**

1. 応募書類について
   - 応募書類は、いかなる理由においても返却しないものとし、本市の定める保存期間終了後、処分します。
   - 書類提出後は、差替えや追加等は認めないものとします。
   - 応募書類や審査結果（不選定となった事業者の結果等を含む）は、奈良市情報公開条例（平成１９年 奈良市条例第４５号）により情報公開の対象となる場合があります。
   - 応募書類の内容は、奈良市及び審査会の審査委員、奈良市の委託する業者間、また奈良市内の創業支援機関等で共有する場合があります。
   - 応募書類は、審査過程等必要な範囲内で複製を行うことがあります。
   - 必要に応じて別途追加書類の提出をお願いする場合があります。
   - 応募書類の作成等、本事業への応募申請に要する費用は、すべて応募書類提出者の負担となります。
2. 奨励金について
   - 奨励金の申請等については、この募集要項に定める事項の他、奈良市ふるさと起業家支援事業奨励金交付要領に定めるものとします。
   - 奨励金の使途については特に定めませんが、既に行った事業について費用を充当することはできないものとし、「奈良市ふるさと起業家支援事業認定通知書」を受領後、事業を開始することとします。受領後でないと、対象経費となりません。
   - 奨励金は、少なくとも受領した日から起算して１年以内に事業の報告を行うまでには全額使用するものとし、貯蓄などはできないものとします。
3. 返礼品等について

応募事業者の返礼品を提供する場合は、ふるさと納税の地場産品基準（総務省告示第１７９号第５条）に該当するものであること。また、その場合の返礼品の発送業務及び送料は事業者負担となります。

- **問い合わせ先**

【相談窓口】奈良市役所　産業政策課　創業支援係
【住　　所】〒６３０－８５８０　奈良市二条大路南一丁目１番１号
【電話番号】０７４２－３４－４７４１
【E-mail】sogyo@city.nara.lg.jp